

(別紙2)

「じんけんフェスタ2025」開催業務

審 査 基 準

1 審査基準

「事業実施主体に関する審査基準」及び「企画提案に関する審査基準」により評価します。

【事業実施主体に関する審査基準】

	内 容	評価基準	配 点
1	本事業を実施できる体制（人員）が整っているか	1～5	5
2	類似業務の実績があり、業務の遂行が可能か	1～5	5
3	事業内容及び目的に関する理解が十分にあるか	1～5	5
	計	—	15

【企画提案に関する審査基準】

	項 目	内 容	評価基準	ウエイト (乗数)	配 点
1	提案内容に関する評価	受託者提案が趣旨に合った内容となっているか	1～5	×2	10
2		幅広い年齢層の県民からより多くの参加を得るため、集客力を有する企画が提案されているか	1～5	×2	10
3	広報に関する評価	効果的な広報が提案されているか	1～5	×1	5
4	効果検証に関する評価	効果検証に用いるアンケートは、十分回収できる仕組みとなっているか	1～5	×1	5
5	スケジュール・人員配置に関する評価	無理のないスケジュール、適正な人員配置となっているか	1～5	×1	5
6	見積金額に関する評価	見積書は適正に積算されているか	1～5	×1	5
	計		—	—	40

【評価基準】

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点
やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

2 契約予定者の選定方法

- ① まず、事業実施主体に関する審査を行います。事業実施主体に関する審査基準に基づき、全審査委員の合計得点が45点未満（審査員が5名の場合）の者は、失格とします。
- ② 次に、企画提案に関する審査を行います。企画提案に関する審査基準に基づき、全審査委員の合計得点が最も高い提案者を契約予定者として選定します。得点が最も高い提案者が2者以上あるときは、審査委員の協議により契約予定者を選定します。ただし、下限の点数として120点（審査委員が5名の場合）を設定し、この点数を満たす提案者がいないときは、採用者なしとします。